⑾　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⑿　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⒀　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⒁　本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい場合は、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に変更することができる。

⒂　本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⒃　本工事は、週休２日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休２日を実施する希望がある場合、契約後、週休２日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。

⒄　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⒅　本工事は、週休２日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績評定に加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

⒆　本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

⒇　総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用
①　本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下、「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。
②　本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。
③　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

㉑　本工事は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う試行工事である。

㉒　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

㉓　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。
なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　関東農政局における平成31・32年度一般競争参加資格のうち「土木一式工事」の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑵の再認定を受けた者を除く。

⑷　関東農政局における平成31・32年度一般競争参加資格の認定の際に、「土木一式工事」の客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が、1,250点以上であること。ただし、上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。

⑸　施工実績
①　平成16年４月１日から平成31年３月31日まで（過去15年間）に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。
②　同種工事とは、トンネル工とし、規模は問わないものとする。
また、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　下記①から③に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、配置予定技術者の専任（専任要否を含む。）にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第１項、第２項及び同施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項の定めによるものとする。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
ア　１級建設機械施工技士の資格を有する者。
イ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。
ウ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
②　平成16年４月１日から平成31年３月31日まで（過去15年間）に、トンネル工又は水路工（規模は問わない）の経験を有する者であり、かつ、実績工事の全実施期間に従事していた者であること。ただし、全実施期間に従事していなかった場合であっても、入札説明書に示す場合に限りこれを認める。なお、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む）の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
なお、経常建設共同企業体にあっては、１人の主任（監理）技術者が前記に示す同種工事の工事経験を有すること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であり、上記②の工事経験を有する者であること。

⑺　技術提案　「発注者が指定した施工上の課題への対応の適切性」に係わる技術的所見が適正であること。

⑻　本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

⑼　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に「関東農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15関総第366号（経））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下に同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　同一入札に参加しようとする複数の社の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。